

【Q&A】

Q1 事業者登録は、事業所の所在地が近畿でなくても登録できるのか。

→近畿地方で施工を行える事業者であれば、所在地は問いません。

Q2 登録すると何をしないといけないのか。

→基本的に義務としてしなければならないことはありませんが、宣言された事業者は近畿地方における再エネの導入促進及びカーボンニュートラルの実現に向け、重点加速化対策事業を活用して自治体が実施する太陽光発電設備や蓄電池の導入事業に積極的にご協力いただくことを求めます。

Q3 申請すれば誰でも登録されるのか。

→要綱第3条(宣言の登録)のとおり、近畿地方環境事務所が適当と認めた場合、近畿地方環境事務所のウェブサイトに掲載・登録されます。適当と認められない例としては、申請書類に不備がある(近畿地方での施工実績が確認できない場合など)、申請事業者のウェブサイトにおいて重点対策加速化事業の制度趣旨と明らかに逸脱した記載があるなどのケースが想定されます。

Q4 取り消されるのはどういうときか。

→要綱第9条(登録の取消)のとおりですが、例えば、顧客となる住民や事業者等とトラブルやクレームに発展するなど、第三者に不利益をもたらした場合などは、取り消す可能性があります。

Q5 事務所チラシを親会社(子会社)である別の会社でも使いたいが、よいか。

→事務所作成のチラシは、登録事業者に活用いただくことを想定しております。登録事業者ではない事業者が本チラシを乱用するなど、混乱を招くことを防ぐため、他者へ転送、流通させることはお控えください。親会社(子会社)であっても、本事業に登録いただいてから活用いただくようお願いいたします。

Q6 登録した活動範囲以外で営業をしてはいけないのか。

→申請書に記載いただく活動範囲は、主に営業活動等をされる範囲を明確にさせていただくものです。これ以外の地域での営業活動を妨げるものではありません。